

○龍ヶ崎市市民榮譽賞表彰条例施行規則

平成26年3月28日

規則第7号

改正 平成29年3月13日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、龍ヶ崎市市民榮譽賞表彰条例（平成26年龍ヶ崎市条例第5号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査会)

第2条 条例の規定による表彰に関する事項を審査するため、龍ヶ崎市市民榮譽賞表彰審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、副市長、教育長、部長、市長公室長、議会事務局長及び市長が指名する職員をもって組織する。

3 審査会に会長及び副会長を置く。

4 会長は、副市長をもって充てる。

5 副会長は、教育長をもって充てる。

6 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第3条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に市民その他の関係人の出席を求め、意見を聴くことができる。

(審査会の庶務)

第4条 審査会の庶務は、市長公室秘書課において処理する。

(名簿)

第5条 条例第5条の規定による表彰者名簿の様式は、別記様式のとおりとする。

(欠格条項)

第6条 条例第6条の規定による表彰を行うにふさわしくない非行があ

ったと認めるものは、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。

- (1) 表彰の対象となる成果に関し、不正の行為があったもの
- (2) 刑事事件に関し、現に起訴されているもの
- (3) その他不相当と認めるもの

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年3月13日規則第6号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。



別記様式（第5条関係）